

2018.12.14：平成30年_県土整備常任委員会（第1号） 本文

議案第1号関係

○委員長（鶴岡宏祥君） 初めに、議案第1号平成30年度千葉県一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局に説明を求めます。

高梨県土整備政策課長。

○説明者（高梨県土整備政策課長） 議案第1号平成30年度千葉県一般会計補正予算につきまして御説明をいたします。お手元の常任委員会資料1ページをお開きください。

上の1の表、県土整備部予算の欄をごらんください。今回の補正額は2の欄にございます4,363万9,000円の増額ですが、これは平成30年度人事委員会勧告に基づき、職員の給与改定等を行うために必要な人件費を増額するもので、一般会計予算の補正後総額は、既定予算と合わせて、隣の3、12月補正後の欄にございます1,241億1,675万5,000円となります。

1枚おめくりいただきまして、資料2ページは横になりますが、補正予算の性質別内訳となっております。一番上の欄1、人件費の欄に、先ほど御説明いたしました補正額を計上しております。

次に、右側、資料3ページをごらんください。一般会計の繰越明許費の設定です。繰越明許費につきましては、関係機関との協議や地元との調整に時間を要したことなどにより年度内に終了しない見込みとなったものや、台風等による被害への災害復旧などについて、合計194億5,181万8,000円を設定しようとするものでございます。

次に、4ページをお開きください。一般会計の債務負担行為の設定でございます。債務負担行為の追加といたしまして、合わせて31事業を計上しております。これらは全て今年度に支出を伴わない債務負担行為、いわゆるゼロ県債と呼ばれるもので、このうち施工時期の平準化を推進するため、事項欄に「平準化推進分」と記載されているものでございますが、来年度の予算の前倒し執行として、契約手続を今年度中に行おうとするものが21事業、来年度以降の指定管理に関するものが8事業、その他の事業が2事業となっております。

なお、その他の2事業につきましては、表の上から3行目、地域排水路整備事業と表の一番下の行、公共港湾災害復旧事業であり、それぞれ年度内に契約手続を行うことで早期の完成を図ろうとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（鶴岡宏祥君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

宇野委員。

○宇野 裕委員 それでは、一般会計の補正予算についてお伺いしたいと思います。地元の建設業者からは、年間を通して公共事業が稼働しないと従業員の雇用だとか経営の安定が難しいのではないかというようなお話をしょっちゅう聞くわけがあります。本会議におきましても、自民党の三沢県議の一般質問でもありましたが、県土整備部では施工時期の平準化に努めているとのことでもあります。

そこでお伺いしたいと思います。3ページに繰越明許費が計上されておりますが、12月議会でありますけど、なぜこの議会で多額の繰越明許費を設定しようとしているのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○委員長（鶴岡宏祥君） 高梨県土整備政策課長。

○説明者（高梨県土整備政策課長） 今回、御提案しております繰越明許費はさまざまな要因によりまして発注に至らなかった工事等におきまして、一定の工事規模を確保した上で、適正工期を確保した年度内契約を行うために設定しようとするものでございます。今年度予算を確実に執行することによりまして、来年度予算の円滑な執行、将来的な繰越額の縮減につなげていきたいと考えております。

○委員長（鶴岡宏祥君） 宇野委員。

○宇野 裕委員 わかりました。そうしますと、年度末までに発注をして、工事の完成は来年度ということになると理解しております。さらに、その理解の上で、4ページの債務負担行為に括弧して「平準化推進分」——先ほど説明、少しありましたけども、これも年度末に発注をして、工事の完成は来年度になると思います。繰越明許費も債務負担行為も工事を請け負う業者からしてみれば、年度末に工事の発注があるということは同じというような理解をしてよろしいのか、お尋ねしたいと思います。

○委員長（鶴岡宏祥君） 高梨県土整備政策課長。

○説明者（高梨県土整備政策課長） 今回設定しようとしております債務負担行為は、先ほど申しました、今年度に支出を伴わない、いわゆるゼロ県債と呼ばれるもので、来年度予算を前倒し執行し、工事が少なくなる第1・四半期の工事量を確保しようというものでございます。その結果、繰越明許費もゼロ県債も年度末の発注になりますので、委員御指摘のとおり、請負業者から見れば、その違いはないということになりますが、ゼロ県債は今年度の予算ではなく、来年度の予算ということになりますので、前払い金などは来年度になってから支払うことになります。

以上でございます。

○委員長（鶴岡宏祥君） 宇野委員。

○宇野 裕委員 ありがとうございます。このような債務負担行為は積極的に活用すべきと私は思っております。県土整備部全体の事業費や繰越明許費の額から見れば、債務負担行為で設定した額は小さいと思われますけども、今後も拡大していく予定はあるのかお尋ねいたします。

○委員長（鶴岡宏祥君） 宇野委員。

○宇野 裕委員 ありがとうございます。要望ですけども、年度の当初に稼働している工事をふやしていくためには、年度をまたぐ工事を発注していくことが私は重要ではないかなというふうに考えております。また、この時期、まさに2月の繰り越しが多かったと思いますけど、12月の議会に繰越明許費を設定し、発注できなかった工事を改めて年度内に契約するということは、結果的に施工時期の平準化の実現を達成できるんじゃないかなというふうに思っております。債務負担行為を拡大をし、また繰越制度を適切に活用していただいて、施工時期の平準化という目標に向かって頑張っていたきたいと、これ、要望でございます。

以上です。